

報道機関 各位

 資料提供 平成30年6月29日
 生活環境部 環境管理課
 担当者 課長 高橋 行文
 主幹兼班長 大門 洋
 TEL 018-860-1603
 美の国あきたネット掲載 有・無

平成30年度水浴場（開設前）の水質調査結果について

県と秋田市では、県内の17箇所の水浴場で開設前に水質調査を行い、その結果を取りまとめましたので、お知らせします。なお、その概要は次のとおりです。

- (1) 全ての調査箇所が、水浴場として適当な水質でした。
- (2) このうち、特に良好な水質の「水質AA」の水浴場は、13箇所（全体の76%）でした。

1 調査の概要

実施主体 : 県、秋田市
 対象水浴場 : 県内の主な16海水浴場及び1湖水浴場（全17箇所）（別紙参照）
 調査項目 : ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD、透明度 など

2 調査結果

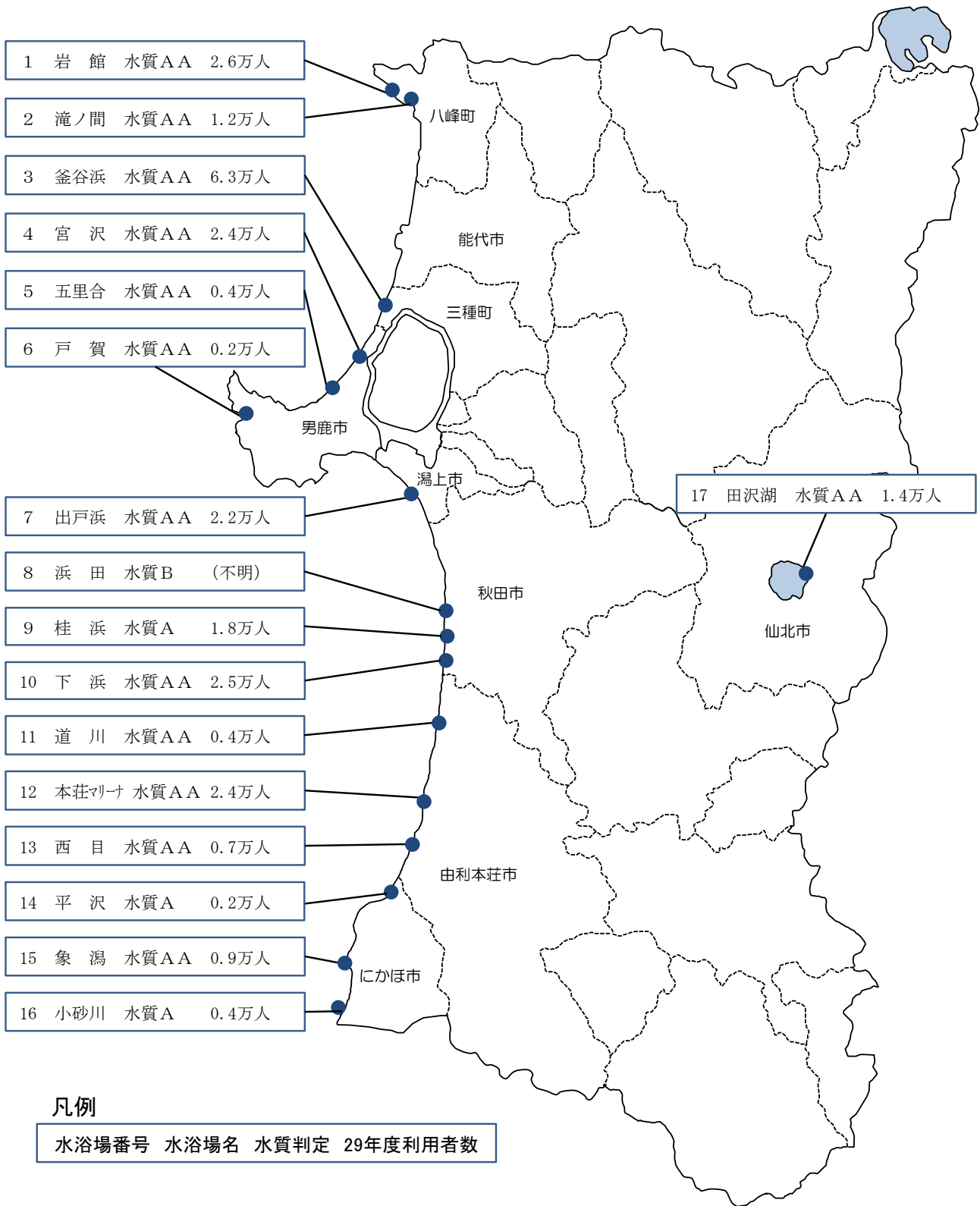
水質調査の結果は下表のとおりでした。

この結果を基に、環境省が定めた「水浴場水質判定基準」（参考参照）に沿って水質判定したところ、全17箇所が水浴場として適当な水質であり、このうち、「水質AA」が13箇所、「水質A」が3箇所、「水質B」が1箇所でした。

なお、同時に調査を行った病原性大腸菌O157は、全ての水浴場で不検出でした。

水浴場名	調査月日	評価項目				判定	(参考) 前年度の判定
		ふん便性 大腸菌群数 (個/100mL)	油膜の有無	COD (mg/L)	透明度		
岩 館 (八峰町)	4/24	<2	なし	0.7	全透	水質AA	水質A
滝ノ間 (")	5/8	<2	なし	1.8	全透	水質AA	水質AA
釜谷浜 (三種町)	4/24	<2	なし	<0.5	全透	水質AA	水質AA
宮 沢 (男鹿市)	4/24	<2	なし	0.6	全透	水質AA	水質AA
五里合 (")	4/24	<2	なし	<0.5	全透	水質AA	水質A
戸 賀 (")	4/24	<2	なし	0.6	全透	水質AA	水質AA
出戸浜 (潟上市)	4/24	<2	なし	0.9	全透	水質AA	水質AA
浜 田 (秋田市)	4/23, 24	<2	なし	2.2	全透	水質B	水質AA
桂 浜 (")	4/23, 24	2	なし	1.9	全透	水質A	水質A
下 浜 (")	4/23, 24	<2	なし	1.7	全透	水質AA	水質AA
道 川 (由利本荘市)	4/24	<2	なし	0.5	全透	水質AA	水質AA
本荘マナ (")	4/24	<2	なし	1.2	全透	水質AA	水質AA
西 目 (")	4/24	<2	なし	<0.5	全透	水質AA	水質AA
平 沢 (にかほ市)	4/24	5	なし	1.0	全透	水質A	水質AA
象 潟 (")	4/24	<2	なし	1.1	全透	水質AA	水質AA
小砂川 (")	4/24	12	なし	0.9	全透	水質A	水質AA
田沢湖 (仙北市)	4/25	<2	なし	0.6	全透	水質AA	水質AA

水浴場位置図



参 考

水浴場水質判定基準について

環境省が定めた水浴場水質判定は、以下のとおりです。

- (1) ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD 又は透明度のいずれかの項目が、下表の「不適」に該当する水浴場を、「不適」な水浴場とする。
- (2) 下表の「不適」に該当しない水浴場について、ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD 及び透明度の項目毎に、「水質AA」、「水質A」、「水質B」又は「水質C」の判定を行い、これらの判定を踏まえ、以下により該当水浴場の水質判定を行う。
 - ・ 各項目の全てが「水質AA」である水浴場を「水質AA」とする。
 - ・ 各項目の全てが「水質A」以上である水浴場を「水質A」とする。
 - ・ 各項目の全てが「水質B」以上である水浴場を「水質B」とする。
 - ・ これら以外のものを「水質C」とする。

また、この判定により「水質AA」又は「水質A」となった水浴場を「適」、「水質B」又は「水質C」となった水浴場を「可」とする。

		ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	COD	透明度
適	水質AA	不検出 (検出下限2個/100mL)	油膜が認められない	2mg/L 以下 (湖沼は3mg/L 以下)	全透 (1m 以上)
	水質A	100 個/100mL 以下	油膜が認められない	2mg/L 以下 (湖沼は3mg/L 以下)	全透 (1m 以上)
可	水質B	400 個/100mL 以下	常時は油膜が認められない	5mg/L 以下	1m 未満 ~50cm 以上
	水質C	1,000 個/100ml 以下	常時は油膜が認められない	8mg/L 以下	1m 未満 ~50cm 以上
不 適		1,000 個/100ml を超えるもの	常時油膜が認められる	8mg/L 超	50cm 未満※

(注) 判定は、同一水浴場に関して得た測定値の平均による。

「不検出」とは、平均値が検出下限未満のことをいう。

COD の測定は日本工業規格 K0102 の 17 に定める方法（酸性法）による。

透明度（※の部分）に関して、砂の巻き上げによる原因は評価の対象外とすることができる。